

2 播磨町 が 信用保証料 の 分の1 を負担します

小規模事業者様の 資金調達 をバックアップ

兵庫県中小企業融資制度 長期資金（特別小規模貸付）

小口零細企業保証制度（100%保証）に対応し、小規模事業者の資金調達を支援します。

融資対象者	○常時雇用する従業員が20人以下の方 （商業・サービス(宿泊業・娯楽業・旅行業を除く)は5人以下) ○この資金の申込額を含め、兵庫県信用保証協会の保証残高が2,000万円以下の方
融資限度額	2,000万円（保証協会保証付き融資残高を含む）
融資利率	年1.85%（固定金利）
融資期間	7年以内（うち据置6か月以内）
資金使途	設備資金・運転資金

申請・お問い合わせ先

播磨町住民協働部産業環境課

播磨町 信用保証料負担事業

検索

TEL .079-435-0304（直通） E-mail . sangyo@town.harima.lg.jp

播磨町中小企業融資制度信用保証料負担事業の適用までの流れ

ご申請いただける方

- 町内に主たる事業所又は事務所を有していること
- 町税の滞納がないこと
- 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団・暴力団員及び関係機関等でないこと。

確認書の発行申請

- 「確認書発行依頼書」に必要事項を記載いただき、添付資料と併せて、担当課までご提出ください。

【添付資料】

- ・法人：履歴事項全部証明書の写し（直近3か月以内発行のもの）
- ・個人事業主：開業届又は直近の確定申告書の写し

- 申請様式は、播磨町ホームページに掲載しています。

確認書の発行

- 提出された書類を審査し、対象要件が確認できれば、申請者あてに「播磨町中小企業融資制度負担金対象確認書」を発行します。
- 申請から発行までに1週間程度かかります。あらかじめ余裕をもってご申請ください。

信用保証申込

- 保証申込書類に、町が発行した確認書を添えて、信用保証協会に保証申込をしてください。
- 確認書の**有効期間(30日)**内に必ず保証申込を行ってください。

融資実行・ 信用保証料支払

- 融資実行時にお支払いいただく信用保証料が**1/2**となります。
- 町に**改めて請求手続きをいただく必要はありません**。

兵庫県信用保証協会「小口零細企業保証」

一定要件を満たす小規模事業者への安定的な資金供給を目的とした、責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）です。

対象者

- ①常時使用する従業員（組合員数）が20人以下の個人、会社、医業を主たる業種とする法人、協業組合、企業組合（商業、サービス業（※）を含む個人、会社は従業員5人以下）※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下
- ②事業協同小組合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合

資金使途

運転資金および設備資金

保証期間

7年以内（うち据置6か月以内）

保証料率

0.5%～2.20%（経営状況に応じて決定）

播磨町商工会の推薦に基づく割引

播磨町商工会から経営指導を受けている方が、商工会が発行する推薦書を添付して、小口零細企業保証に基づいた兵庫県中小企業融資制度を利用する場合、保証料率が**0.1%割引**されます。